

令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会
第2回し尿手数料検討部会 次第

日時：令和5年9月6日(水)
午前10時00分から
場所：宮津市防災拠点施設
(宮津与謝消防署宮津分署2階)

1 開 会

2 部会長挨拶

3 報 告

- (1) 令和5年7月25日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会 第1回し尿手数料検討部会の会議結果について

資料1

4 議 事

- (1) し尿処理手数料の見直しの検討について 資料2

5 そ の 他

- (1) 今後の予定について

6 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会 し尿手数料検討部会 委員名簿

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考
宮津市自治連合協議会	粉川 正太郎	副会長	
宮津市地域女性の会	中西 幸子	副会長	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	部会長

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	

令和 年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて(答申)

令和 4 年 6 月 6 日付けで諮問を受けた一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申します。

記

市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行う必要があります。

一般廃棄物(し尿)処理手数料については、(消費税率の引上げに伴うものを除けば)平成 23 年度の料金改定から 10 年以上経過しており、この間、社会情勢の変化や本市の人口減少等、特にし尿処理人口・処理量については、公共下水道等の整備・普及により大きく減少しているところであり、こうした変化を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化しています。

また、一般廃棄物(し尿)処理手数料は、現在し尿の収集運搬経費が算定対象であり、し尿処理施設運営経費は算定対象外となっていることから、し尿処理事業全体として、受益と負担の公平性の観点からも検証が必要な状況となっていました。

以上のことから、時代の変化に対応し、将来にわたり安定した行政サービスであるし尿処理事業を提供するため、一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、次のとおり答申します。

1. 安定的な事業運営について

- 安定的に事業を運営していくために、行政の責務として適切なし尿等の収集・運搬体制を確保すること。
- し尿処理に係る経費は、受益者負担によりその経費の一部を賄っていることから、より一層の経費節減等に努めるとともに、当該事業の合理化と効率化を積極的に推進すること。
- 現在の老朽化したし尿処理施設に変わる「新し尿処理施設(下水道希釈投入施設)」の早期建設を進め、し尿等の生活排水処理機能の安定を図ること。
- 市民への一般廃棄物(し尿)処理の理解が深まるよう、し尿処理事業の運営等に関して、分かりやすい情報の開示に努めること。

2. 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて

- 前回の見直しから 10 年以上経過し、社会情勢の変化や本市の人口減少、し尿処理人口の減少等を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化している中、受益

者負担の原則のもと、安定した行政サービスであるし尿処理事業が確保できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ない。

(1)一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定率

○前回の見直しから10年以上経過しており、し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。

○し尿処理施設管理運営経費に係る受益者負担のあり方について検討するとともに、汚水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)経費のバランスを考慮した改定率とすること。

○一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しにあたり、手数料が激変し、市民生活に大きく影響することが無いよう配慮すること。

(2)一般廃棄物(し尿)処理手数料の料金体系及び区分

○極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増高に繋がることから、より効率的なし尿収集・運搬を確保するため、基本料金と従量料金の2部料金制とすること。

○仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、主に住宅地以外での作業が想定されることから、経費相当分の新たな手数料区分を設定すること。

(3)一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定期期

○必要性や目的並びに改定規模など様々な情報について、利用者への十分な周知を行った上で改正すること。

3. その他の付帯意見

(1)一般廃棄物(し尿)処理に関する審議

○時代の変化に対応し、将来にわたり安定した行政サービス(し尿処理)を確保するため、概ね3～5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行うことを望む。

なお、次期の審議については、公共下水道使用料金の見直しと一体的に検討されることを望む。

(2)水洗化の推進(公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置)

○水洗化(公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置)の普及・促進について、引き続き、高齢者世帯への排水設備整備支援や浄化槽設置支援など、必要な施策に取り組むとともに、より一層の周知を図ることを望む。

(3)し尿収集・運搬に係る作業従事者の賃金への反映

○し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応も踏まえた料金改定のため、作業従事者の賃金に反映されるよう事業者働きかけを望む。